

(案)

平成17年4月1日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市公立大学法人評価委員会

委員長 川村 恒明

意 見 書

公立大学法人横浜市立大学に係る業務方法書（案）、中期計画（案）及び役員の報酬等の支給基準について、地方独立行政法人法第22条第3項、同法第26条第3項及び同法第56条において準用する同法第49条第2項の規定に基づく横浜市公立大学法人評価委員会の意見は次のとおりです。

- 1 地方独立行政法人法第22条の規定により定める業務方法書については、別紙のとおり認可することが適当であります。
- 2 地方独立行政法人法第26条の規定により定める中期計画については、別紙のとおり認可することが適当であります。
- 3 地方独立行政法人法第56条において準用する同法第48条に規定する役員の報酬等の支給基準については、意見はありません。

なお、業務の運営に当たっては、収支等の実態及び見通しを踏まえ、堅実かつ効率的な財務運営に、特に留意されることを希望します。

以上